第３回中野区子ども・子育て会議（第７期）

【日時】

２０２６年8月１７日（月）　１８：３０～２０：３０

【場所】

区役所６階６０３・６０４会議室

【出席者】

（１）出席委員　１１名

和泉会長、阿部副会長、萩原委員、松本委員、関委員、穂刈委員、中谷委員、薄田委員、佐藤委員、酒井委員、高橋委員

（２）事務局　１４名

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長　８名

地域支えあい推進部課長　１名

健康福祉部課長　１名

子ども・教育政策課子ども政策調整係　３名

【会議次第】

１　開会

２　議題

（１）子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

（２）令和８年４月の保育施設利用状況について

（３）子育て世帯に対する新たな食の支援に係る考え方について

（４）令和８年６月の学童クラブの利用状況及び今後の対応について

（５）中野区給付型奨学金　令和９年度進学予定者募集について

（６）社会的養護自立支援拠点事業の拡充（案）について

３　その他

４　閉会

【配布資料】

資料１　子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

資料２　令和８年４月の保育施設利用状況について

資料３　子育て世帯に対する新たな食の支援に係る考え方について
資料４　令和８年６月の学童クラブの利用状況及び今後の対応について
資料５　中野区給付型奨学金　令和９年度進学予定者募集について
資料６　社会的養護自立支援拠点事業の拡充（案）について
情報提供１　中高生年代の居場所「（仮称）ナカノティーンズベース」の開設について【子ども・教育政策課】
情報提供２　平和の森小学校移転後跡地活用にかかる説明会【資産管理活用課】
情報提供３　「中野チルナイトピクニック～夕涼みアニメシアター～」の開催について【文化振興・多文化共生推進課】
情報提供４　丸山公園ルールづくりワークショップ第２回【公園課】

午後６時３０分開会

事務局（子ども政策調整係）

皆様、こんばんは。定刻になりましたので、第７期第３回中野区子ども・子育て会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は１１名の委員の皆様にご出席をいただいております。事前に大倉委員、小田委員、ボグノフ委員からは欠席のご連絡がございまして、関委員と三浦委員が本日まだいらっしゃっていないようなのですけれども、委員の半数を超えておりますので、会議は有効に成立しております。

会議の運営につきましては、ペーパーレス会議の運営にご協力いただければと思います。操作について不明な点などございましたら、近くの職員にお声がけいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、和泉会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

和泉会長

皆様、こんにちは。これより、第７期第３回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は６件となっております。

議題に従って、まず議題（１）「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（幼児施設整備担当課長）

《資料１について説明》

和泉会長

ありがとうございました。ただいまの議題につきまして、ご意見、ご質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議題（２）「令和８年４月の保育施設利用状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（幼児施設整備担当課長）

《資料２について説明》

和泉会長

ありがとうございます。ただいまの議題について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、議題（３）「子育て世帯に対する新たな食の支援に係る考え方」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（子育て支援課長）

《資料３について説明》

和泉会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などありますでしょうか。

では、阿部委員、お願いします。

阿部委員

幾つか質問があります。一つは、「ひとり親世帯等、生活に困難を抱える子育て世帯を対象とする」とありますが、それはどのような対象ということを想定していらっしゃるかということと。

あと、これは常設型なのでどこか場所があるわけなのですよね。そうしたときに、来られた方に対して、何かチェックをするのでしょうか。そこでチェックをすることについては、私は非常に抵抗があるのです。「あなた、本当にひとり親なの？」みたいなのは、役所

からやられることで一番嫌だというひとり親世帯の方もよくいらっしゃるのですけれども、そうしない場合には、では、どうやって対象者というのに対して「これ、どなた」ということを、まずお聞きしたいというのが１点目です。

２点目は、食品です。「寄附により」とありますが、受け入れる食品についての何らかの基準というのを設けるのかということになるかなと思います。海外のユニセフですとか、そういったところでは、かなり子どもの健康に悪い食品というところからの、あらゆる形での寄附というのを受け入れないという方向に、実際、もう動いています。

その線引きをするのは非常に難しいところではあるのですけれども、だからといって、やはり区として配るものがそういったものでもよいのかといったところは、非常に悩ましいところでありまして、それについてどのようにお考えなのかというのをお聞きしたいなと思いました。

事務局（子育て支援課長）

それではまず、ご質問の一つ目、対象のところでございますけれども、ひとり親世帯というところと、あと、生活に困難を抱える子育て世帯というところで、例えば、世帯の所得のところです。区のほうで、子育て支援課のほうで支援しているところで申しますと、ひとり親世帯ということで、例えば児童扶養手当を受給されている世帯ですとか、あと、就学支援のほうを受けている世帯、そういったところを対象にしていきたいと考えております。

阿部委員

対象になさっているときに、その相手に対して、「こういうことがありますよ、来てください」と言うのは、まず一つの対処の方法かと思うのですけれども、あと、来られた方に対してどうするのかということなのです。そこをどうなさるおつもりなのでしょうか。

事務局（子育て支援課長）

まず、そういった対象の方につきましては、区のほうからご案内差し上げるとともに、実際に来られるときにつきましては、フードパントリー以外で、複数のご利用者が重複することがないように、事前にご登録いただいたり、事前に受け取りの予約などをしていただくような形にはなると思いますけれども、来ていただいた場で、その方に対して何かチェックをするというようなところは想定しておりません。

二つ目のご質問の、食品の基準というところでございますけれども、こちらについては、当然、賞味期限などはチェックする形にはなると思うのですけども、具体的にどういった

食品を受け入れていくのかという部分につきましては、率直に申して、まだ検討中というところでございますので、実際、どういった寄附、食品があって、そういった寄附ルートがあるかというところも含めて、これから検討を進めてまいりたいと思います。

和泉会長

その他、ご質問はありますでしょうか。

では、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

２行目に「食品配付事業」と書かれていて、括弧で「令和８年度は夏季休業中のみ試行実施予定」になっていますけれども、もう８月も半分終わっていますが、これは実施されたのでしょうか。もし実施されたのであれば、どういう形でされたのか、下に書かれているようなフードパントリー的なものでやったのか、あるいは宅配とか、そういう形でされたのか、教えていただきたいと思います。

事務局（子育て支援課長）

まず、こちらの資料なのですけれども、第２回定例会なので、８月前に実施した子ども文教委員会のほうで報告した内容ですので、その時点で、「試行実施予定」となっておりますけれども、ここは予定どおり実施しているところでございます。

食品配付事業の内容でございますけれども、こちらのほうは、小中学生の夏休み中の給食が出ない期間というところを一つ対象とした事業となってございまして、こちらのほうは、フードパントリーのような形ではなくて、食品のほうを宅配でお送りする形で実施しているところでございます。

佐藤委員

対象とされる方は、どういう形で申し込まれたのでしょうか。

事務局（子育て支援課長）

こちらの対象の方につきましても、やはりひとり親世帯、就学援助世帯というところで、区のほうで、あらかじめ対象者の方は把握しておりますので、対象者の方に区のほうからご案内を差し上げるという形になってございます。

和泉会長

その他、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

高橋委員

ひとり親世帯も含まれるということで、平日お仕事をされていることも想像できるかなと思うのですけれども、いまいち、受け取る場所だったり、時間帯というところがあまり想像できていなくて。人目につかない、かつ安心というところが、そこもあまりイコールにならないのかなと思っているのですけれども、具体的にどういった場所で、何時ぐらいまでにご対応いただけるのかというのを、今、もし決まったというか、想定されるところまででも、教えていただけるとありがたいなと思うのですが。

事務局（子育て支援課長）

場所につきましては、確かに矛盾する設定にはなってございますけれども、やはり、最初は区内に複数設置することは難しいというところで、まずは利便性の高い場所、例えば駅の近くですとか、そういったところに１か所設定できればと思っています。かつ、その中で、できるだけ利便性の高い場所であるのですけれども、例えば大通りに面していないとか、そういった、少しでも安心して交付ができるような場所というところを探していきたいと考えているところでございます。

受け取りの時間帯につきましては、今のところ、平日の日中というところで想定してございます。先行している自治体のところを実際に視察などしたのですけれども、意外と、その自治体では夜間とか、例えば、夜間はフードパントリーのほうは、施設の運営上、閉鎖するのですけれども､受け取りロッカーなどを置いてやっているのですが､今のところ、平日日中の利用のほうが多いというところもございますので、基本はそういった平日日中で考えているところです。あとは土曜日ですとか、夜間の開設というところにつきましても、今後検討していきたいと考えてございます。

高橋委員

分かりました。ありがとうございます。

和泉会長

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題（４）「令和８年６月の学童クラブの利用状況及び今後の対応について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局（育成活動推進課長）

《資料４について説明》

和泉会長

ありがとうございました。ただいまの議題につきまして、ご意見、ご質問などはいかが

でしょうか。

　では、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

　学童クラブの待機児童がゼロというのは、とてもいいのかなとは思うのですけども、数年前に定員を増やしたところが現在そのままかどうかというのは、ちょっと確認をしてこなかったのですけれども、基本的に児童１人当たり１．６５平方メートルという基準は、これは全部クリアされていると理解してよろしいですか。

事務局（育成活動推進課長）

　暫定的に定員を拡充してきた学童クラブに関しましても、基本的に１．６５平方メートルといったところは順守して、面積に余裕があるところは拡大をしてきているところになります。なので、そこはクリアしておりますし、需要を見込んで、そこをまた元に戻したとか、減らしたとかといったところは、今のところございません。

和泉会長

　その他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

　補足でよろしいですか。１番の（１）で、定員数Ａがマイナス６となっているのですけど、今、減らしたところはございませんと申し上げたのですけれども、これは大和学童クラブといった学童クラブがございますけれども、これは大和西児童館の中にありまして、これは大和西児童館が大規模改修を行うために、一時的に若宮児童館の中に移転するといった形になります。その若宮児童館の面積からすると、８０名定員だったところを７４名定員にしないといけないといったところでマイナス６になっておりますが、これは大規模改修に伴う暫定的な、少し定員を減らさないといけなかったところになりますので、また大和西児童館の中に戻ってくれば、また８０名にするといった想定でおります。

和泉会長

　私から１点だけ確認させてください。一番最後の項目で「東京都認証学童クラブ事業の新設加算項目への対応」というのがあるのですが、今、中野区内の学童クラブの中で、この認証がとれている学童クラブというのは、幾つぐらいあるのでしたか。

事務局（育成活動推進課長）

　７年度の途中から認証取得した学童クラブがございまして、現在８学童クラブで、また今年度、第１期の申請のほうにも幾つか申請をしておりまして、令和１０年度までに全部

の学童クラブが認証取得するといった予定でおります。

和泉会長

認証が遅れるような学童クラブの、何かネックになっているような条件というのはあるのでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

一番最初は、やはりこの認証学童クラブ事業制度をつくったときに、学童クラブの需要が増えているといったところもありまして、大規模学童クラブといったものが対象になるといったところだったのですが、中野区の民間学童クラブで、実は１桁しか入所がいないといった学童クラブも二つぐらいあります。最初は、そこは対象にならないといったお話が東京都からあったのですけれども、小規模学童クラブについても、認証を認めていく方向になっていくと聞いておりますので、順次移行できるかと思っております。

和泉会長

分かりました。そのほか、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

では、酒井委員、お願いします。

酒井委員

ありがとうございます。学童クラブの職員の資質向上及び定着に関する研修というところですが、具体的に、どのような資質向上だったり、スキルの定着といったことを目指されていらっしゃるのでしょうか。

事務局（育成活動推進課長）

こちらは、やはり虐待防止であるとか、事故防止、それからメンタルヘルスに関する研修ですとか、あとは障害者への理解促進といったような研修ですとか、そういった研修項目に関しまして、資質を向上させていくといった項目が対象になってくると定められております。

酒井委員

ありがとうございます。民間でも、かなりいろいろな学童クラブの取組をされていらっしゃるなと思っているので、何かスキルが追いついてくる……と思った次第です。

和泉会長

そのほか、ご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題（５）「中野区給付型奨学金　令和９年度進学予定者募集について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子ども・若者支援課長）

《資料５について説明》

和泉会長

ありがとうございます。ただいまの議題につきまして、ご意見、ご質問などいかがでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

高橋委員

今のものと、ちょっとずれてしまうかもしれないのですけれども、来年度は進学者対象ということで、再来年度以降ですかね、大学等に今、在学中の方も支援対象になるというときに、募集人数は８０人のまま変わらないのかどうかというところが質問です。

意図としては、今の現状ですと、選考が収入要件というところなので、今の現高校生とかが進学を諦めないというところがもし目的であるとすれば、今在学中の人がそこに集中してしまうと、人数を取り合ってしまうのではないかという懸念があったので、質問させていただきました。

事務局（子ども・若者支援課長）

今年度については、チラシでお示ししたとおり、令和９年度進学及び４月から大学に通おうとしている方について、まずは奨学生としての内定を出したいなと考えております。令和９年４月以降、実際に大学に入学して授業料等をお支払いした、そういった証明書を出していただいて、実際に奨学金をお支払いするものになります。

今おっしゃっていただいた在学生の方向けの募集なのですけれども、令和９年度、来年度に入ってから募集をしたいと考えてございます。今回、令和９年度進学予定者、来年度１年生になる方については８０名程度で、一応、在校生を含めて、全体で３２０ぐらいを想定しておりまして、在校生募集については、もう少しこちらでも整理をして、また新年度に向けて周知・報告したいと考えているところになります。

高橋委員

これは個人的な意見なのですけど、もしかすると、在校生と進学者の定員を分けたほうが、そこが取り合わなくていいのかなと個人的に思ったので、これは個人的な意見として発言させていただきます。

和泉会長

そのほか、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

私から１点確認というか、質問・意見を述べさせていただきたいと思います。

この奨学金に関しては、前期の子ども・子育て会議のときからヒアリング・意見聴取があって、いろいろな意見を出し合いながら、何となく詰めてきたという、そういうのがあって。事務局のほうは事務局で、議会とのいろいろなやり取りもあり、この形に落ち着いたという、そういう経緯なんだろうと理解をしております。

私がそのとき何を言ったのかを思い出すと、成績要件とか、せっかく独自奨学金をつくるのだったら、留年さえしなければいいではないかぐらいの、それぐらいの基準でいいのではないかということを申し上げた記憶がありますけれども、今回、国の制度にかなりべったりくっつく形で運用をされるということであるとするならば、徹底的に区の負担を減らしたほうがよかったなと思いました。

それはどういうことかというと、結局、国の制度で採用・不採用を決めてくれるので、それにおんぶに抱っこでいいではないですかというのがあって、わざわざ事務負担を増やさなくてもよろしいのではないかというのがありました。

もう一つあるのは、結局、収入要件というのが順位づけに使われるのであれば、このチラシというかポスターにうたわれているような、中間所得層までは回ってこないかもしれないというところも思うところです。そこら辺というのが、ちょっと過剰宣伝になっていないかなという部分、期待を持たせすぎてしまうのではないかというのと、この後、もしかしたら募集人数が増えるとか、そういうことがあるのかもしれませんが、それはおいおいの話としてはあるわけですけれども。

結局、国の採用通知を持ってきなさい、それで順々に採用しますということでやったほうが一番シンプルで、本当に国の制度対象外だった人に対してのみ、独自審査すればいいのではないのかなと、そのように思いました。

事務局（子ども・若者支援課長）

国の奨学金をベースにしているというところで、国の奨学金の採用を受けている方については、その証明を出していただくことで、もろもろ、区での確認する業務負担というところはないのかなと思っている一方で、区独自の取組としては、年齢を入学する年度末までに２９歳までというところで、一旦社会に出られて働いた方が数年たって、やはり進学をというところでは、国のほうは制限がございますので、そこを一歩、区の独自というところで年齢を上げさせていただいております。

その方については、国の奨学金の対象ではないというところで、区のほうで、提出して

もらう書類なんかは国のほうと合わせるのですけれども、一定、区のほうで確認が必要というところで、そこはしっかり見ていきたいと思う一方、やはり、今回条例にも書かせていただいているのですけれども、附属機関で審査委員会というものも設置をさせていただきますので、特にそういった区独自の審査が必要なところについては、よく審査会のほうでも見ていただいて、内定者だったり、奨学生を決定していきたいと思っております。

和泉会長

よろしくお願いします。そのほか、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、またこの奨学金とも関連するといえば関連するのですけれども、議題（６）「社会的養護自立支援拠点事業の拡充（案）について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局（子ども・若者支援課長）

《資料６について説明》

和泉会長

ありがとうございます。この議題につきまして、ご意見、ご質問などいかがでしょう。

では、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

今回の案は拡充ということですね。

事務局（子ども・若者支援課長）

はい。

佐藤委員

現在のところ、支援を受けている子どもと言ったら悪いですけど、２９歳までだから、どれぐらいいらっしゃるのですか。

事務局（子ども・若者支援課長）

昨年度の実績で言いますと、この居住費助成支援事業を使っている方が３名程度です。

佐藤委員

これは、ほかの市区町村でも拡充するような方向なのでしょうか。

事務局（子ども・若者支援課長）

児童相談所を設置している自治体において、この社会的養護自立支援拠点事業を令和６年から開始をしているところです。なので、２３区でも幾つか、中野区も入れて９区が、この社会的養護自立支援拠点事業をやってございまして、今回、来年度から中野区のほうでも拡充する、今回のように、奨学金を区のほうでやっている区もあります。このトクイ

チの部分というのですかね、ベースの部分は、ほかの区でも同じなのですけれども、経済的な支援ですね。給付型奨学金だとか居住費助成というところでは、それぞれやっている自治体で、ちょっと違ったりしています。

佐藤委員

では、補助の額も違うということですね。

事務局（子ども・若者支援課長）

そうですね。

佐藤委員

財政的に余裕があるのであれば、中野区にたくさん来ていただくのはいいかなと思うのですけれども、なかなか中野区、住居費が高い。だから、中野の児相とかに関わった子どもたちはもちろん、もしかしたら中野にお家があるのかもしれないですけども、対象者の３番で、「児童養護施設等を退所した区内在住者」ということは、ほかからも来て、中野に住んでいるということも考えられますね。もともと中野にいらっしゃったわけではないかもしれない。そういう意味では中野は、生活の意味では、なかなか大変なところだなというので、住居費、本当に足りるのかなと、ちょっと心配になってしまうところです。

この前、区営住宅優先入所みたいな形で、子育て世帯を対象に今度しますというお話を聞いたのですけど、たくさん空きがあるのかなと思ったら、年間２、３部屋しかないみたいな。それで優先なのかなと思ったことがあるのです。なかなか中野は住居的なところが、やはり生活の基盤として、可能な限り考えていただいたほうがいいのかなとは思います。

事務局（子ども・若者支援課長）

今、佐藤委員からお話があったところなのですが、まず現行の居住費助成事業ですね。別紙１の２の（３）のところになるのですが、こちら対象者が、（１）の対象者に書いてある①と②の方になるのですね。なので、今おっしゃっていただいた③の方は対象ではなくて、居住費助成事業については、区の児童相談所が措置して児童養護施設等を退所した方と、あと、中野区内の児童養護施設等を退所した方が対象となっております。

こちら、対象者を①から④まで挙げているのですけれども、全ての対象の方にご利用いただける、ご活用いただける事業としては、２の内容の（１）社会的養護自立支援事業ということで、支援コーディネーターがその方とお話をする中で、今後の自立に向けた支援計画を作成するだとか、日頃の悩み、相談に対応するだとか、あと各種手続、そこの補助に同行するだとか、そういったところは全ての対象者について対応ができるところになりま

す。

あと、居住費支援事業の中でも、居住連携支援事業です。（３）のイだとか、あとは医療支援事業でも、連携支援事業というところでも受診の同行など、そういったところは全ての対象者について利用ができる事業になってございます。

いろいろと複雑で申し訳ないです。

和泉会長

その他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

高橋委員

ありがとうございます。今、実際に利用されている方が３名ということで、そもそも母数も少ないのかなと思いつつも、意外といらっしゃらないのだなというのが個人的な感想です。そもそもこの事業を対象者の方がどうやってお知りになるのかなというところは疑問に思っております。こういった社会的養護施設から、何かこんな制度があるという紹介があるのか、その対象者の方がこういった事業を自分から情報として獲得するしかないのか､どうやってそこの対象者とこの事業が出会うのかなというところが疑問に思いました。

事務局（子ども・若者支援課長）

こちらの事業の周知・広報というところでは、まず、児童養護施設だとか里親さんのご家庭にいらっしゃって、これから自立する、そこの施設等から退所して自立をするという方については、一旦その施設に措置する場合は、児童相談所が対応をしておりますので、退所する前からそういった児童相談所の職員を含め、こういった助成事業があることをご本人にお話しして、この事業を使うかどうかというのを決めていくというところがあります。

実際、区の社会的養護自立支援事業の実績というか、実際に使った方というのは本当に少ないのですが、社会的養護経験者の方向けのこういった助成事業というのは、結構様々あるのですね。その中から、ご本人の自立先だとか、そういったところを踏まえて、いいものというのですか、最適なものを選んで利用していると聞いております。

高橋委員

分かりました。ありがとうございます。

和泉会長

その他、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

では、阿部委員、お願いします。

阿部委員

中野区の児童相談所をその年に出るという方が対象ということであれば、もう数は決まっていますね。大体、見込みというのはどのぐらいあるのですか。

事務局（子ども・若者支援課長）

年によって違うのかなというところですが、大体２０名前後です。

阿部委員

先ほどおっしゃったように、児童養護施設の出身、民間のものもあるので、結構たくさんいろいろな支援があるのですね。すごく見つけやすい対象なので、認知数が問題というよりも、そこにいて一番簡単だからという。すごく言葉が悪いのですけど、あるのですけれども。そうしたときに、やはり、そういったところにつながらない方々への支援というのを、今後もう少し広げていく。例えば、同じ児童養護施設出身者でも、以前、一度措置されたけれども、今はもう措置されていない。卒業するときにというと、かなり人数が限られてしまうので、もう少し広いプールがあったりだとかするかもしれないですし、先ほどもありましたし、ほかの地域からいらっしゃる方というのもあるかなと思うのですね。そういった対象者を広く考えていかないと、そこばかり支援が集中してもどうなのかなという気はいたします。

事務局（子ども・若者支援課長）

区の社会的養護自立支援拠点事業の対象者の④で「その他上記に準じる者」というところがございます。区児相限らず、児童相談所が一時的に保護をして、その後、家庭に復帰して生活をされている方だとか、そういった措置の経験はないにしろ、虐待経験がありながらも、これまで公的な支援につながらなかった方も、お話を聞く中で、この事業の対象になり得る可能性としてはございます。そういった方がご相談いただければ、その生活の状況を確認しながら、各種手続の補助だとか、あと様々な支援を、この事業につながることでコーディネーターがしていく可能性もありますので、そういった意味では、やはり広く周知をしていくというのは、私たちも課題として認識しているところです。

和泉会長

そのほか、ご意見、ご質問などありますでしょうか。

私から１点確認をさせていただきたいのですが、例えば、今１８歳になって児童養護施設を退所する、あるいは措置延長で２０歳までというようなときに、大学進学を希望する

子がいたときに、どのタイミングでこれを相談したらよいのでしょうか。一番よいタイミングって何でしょうか。

事務局（児童相談所長）

児童相談所長です。先ほど久島からもお話があったとおり、高校２年生ぐらいの学年の頃から、施設にはファミリーソーシャルワーカーといって、お子さんの自立に向けて、どのように自立させるかという専門の職員さんがいらっしゃるので、その方を交えて、中野区社会的養護自立支援拠点事業を委託している事業者等も含め、福祉司が間に入りコンタクトをとり始めて、進学をどうしようかという、将来に向かっての計画のところから、ご相談や連携を始めているというのが実態でございます。実際、３年生になってからでは若干遅い部分があります。できるだけ、将来施設を１８歳で出るときにどうしようかと、だんだんイメージをつくっていくあたりから、この事業者等と連携しながら進めていっているというのが、令和６年からこの事業を始めておりますので、３年生ではなく、もうちょっと早い段階からの連携をしていくといったところが一番重要なのかなと思っております。

和泉会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

本日の議題は、一通りご報告いただいて、ご意見、ご質問をいただいたところでございますが、これまでの議題の中で言い残していらっしゃる部分がありましたら、ぜひご発言いただければと思います。関先生、いらっしゃる前に「誰でも通園」のところを過ぎてしまいましたので、もしよろしければ。

関委員

そこのところはどこにございますか。

和泉会長

議題（２）でしたか。議題の（１）か。

関委員

ありがとうございます。せっかくお聞きいただきましたので。「誰通」というのは、この保育園のということと、私どもの認定こども園であります、幼稚園型の認定こども園でありますやはたみずのとうでも、これから始められることとなりました。

一番の問題は、中野区とお隣の区と近隣区が全てちょっとずつ違うところなのですね。そこのところが一番苦しいところで。もともとこの制度は、子どもたちにとって、幼稚園に入る前の時期として、これをやることですごく子どもが育ち、その子どもと、一般には

お母さん、お父さんがいらっしゃることもありますけれども、とにかく保護者が家庭での子どもを育てる視点が分かる。それから、その次の、幼稚園の段階に行ったときに、子どもの比較は、悪いところを探すのではなくて、よいところを認めていくとか、関わりそのものが面白いとか、そういった家庭の子育て体制にもよい影響を及ぼすということで、これは本当によいと思ってやってきたところを、この制度を使えば、保護者もほぼゼロの状態で通うことができるというのは大変喜ばしいだろうと思ってやるわけですけれども、ほかの区は出していただくとか、そういったことが起こってくるものですから、今も一々聞いているのです。もう１園のほうの、大和町の幼稚園のほうにもとっているので、そっちはそっちで杉並区と練馬区。みずのとうのほうは、みずのとうのほうで、新宿区と豊島区というあたりが全部違うというので、その集計そのものも事務的なことが大変になってきて、とにかく事務作業がいろいろなことがプラスになってきていることに、ぜひ補助をしていただきたいなとか思ったりもするわけです。

とにかく、この制度自体は、本当は「誰通」というよりは、多様な他者との関わりの機会を推進する事業としての効果というのが大きいでしょうけど、でも、せっかく区のほうがこれも合わせてということは、国の制度ですけれども、なったわけですから、ぜひ使いやすいものにお願いをしたいと。今後のことにつきまして、今現在はこれでやるしかないのかというところなのですけども、ぜひ今後のことにつきましては、その辺のところを。それは他区に言うべきところなのか、東京都に訴えるべきところなのか。私、東京都の子育て会議も出ているのですけれども、何となく、どこに言えばいいのというのがいつも悩みになるところです。

やはり保護者にとって使いやすいということは､子どもにとっての権利ですから､ぜひ、そのあたりのところをお考えいただきたいなということについて、何かお話しいただけますでしょうか。

事務局（幼児施設整備担当課長）

ご意見ありがとうございます｡我々も東京都内の状況､全国の状況もそうですけれども、情報収集をしておりまして、中野区独自のものというか、中野区はかなり広くやっているところと、保護者負担を無償にしているというところがございます。これが自治体によって違うというのはおっしゃるとおりです。

一つ言えることなのですけれども、制度が始まり各自治体がいろいろな取組をしているのですけど、どちらかというと継続的な利用だったり、国の制度に上乗せをするような自

治体が増えてきております。中野区は、国の制度と比べて、かなり違うなと思っていたところなのですけれども、継続的な利用、時間の上乗せの部分とか、そのあたり他自治体も、どちらかというと我々に近いところの発想がありますので、そこは我々としては、制度の設計は維持していきたいなと思っています。

一方で、事務手続のところ、それから保護者の方、一般の方の利用のしやすさのところですけども、いろいろなシステムがございます。我々も、国が行っているものとか、東京都の行っているもの、どれが一番使いやすいのかとか、どういう組み合わせにすれば利用者の方が一番分かりやすいのかというのかというのは、今後も調査していきたいと思っていますし、なるべくいいものにしていきたいと考えております。

ご協力いただいて、本当にありがとうございます。

関委員

ありがとうございます。この間の東京都の子育て会議の中で、いろいろと国の制度が持ち上がってきて、例えば、幼保連携型だけに偏った制度もあったりとか、養護の方を、１人の保育教諭とみなすとか、それって幼稚園も保育園も幼稚園型も、みんな同じように大切にしていなくてはいけないものだと思うのに、そういった偏りがいろいろあるのです。だから、そこのところが、どこが正すのだろうということで、東京都も国のことで困ったなと言ってはおりましたけれども、その辺をまとめてもらったほうがいいのかなと思ったりもしますので、それこそ、区から都に言っていただく、それも一つのことではないかなと思いますので、ぜひそのところもお力をいただきたいと思います。ありがとうございます。

和泉会長

関先生、ありがとうございました。

お話をいただくまで、認定こども園や幼稚園というのは、いろいろな区と自治体と関わりながらやられているというのに初めて気づきまして、保育所とはまた違う事情があるのだなということが分かりました。ありがとうございます

そのほか、本日の議題全てにつきまして、何かご意見、ご質問などございますか。

では、穂刈委員、お願いします。

穂刈委員

議題（２）の、保育施設利用状況についてのところで質問をさせていただきたいのですけれども、（１）新規利用状況の表のところなのですが、令和８年度は「私的な理由等」で３

２１人いるということで、それの説明が、辞退者、無認可に行かれた方、あと幼稚園へ入所をする際に、申込みはしたものの変更した方がいるということなのですが、実際に辞退者が何人ぐらいとか、何人は分からないかもしれないのですけど、何割かが分かると、大変ありがたいなと思います。

事務局（保育施設利用調整担当課長）

こちらは申込者から入所者数を引いたものの内数で、その中で辞退者も含めてその他の事由という方、区外の転出も含むのですけれども、そのあたりが５２名となっています。

穂刈委員

ありがとうございます。保育園側としては毎年問題になっているのですけれども、辞退者というのが、配置というか入所が決まって、「あなたが入園しますよ」ということが決まってからの辞退者というのが、非常に大きな問題がありまして、それに対して、いろいろ役所の皆さんも工夫をしてくださっているのも重々承知なのですけれども、やはり年々０歳の辞退者が増えている。１歳は、皆さんしっかり育休を１年間とって復帰される方が多いので、１歳の空き状況のほうがあまりないという状況で、０歳のほうが実際に空いているということが現状なので、またそれに対しての何か手だてというのを、役所のほうでも考えていただけると大変ありがたいなと思います。よろしくお願いします。

事務局（幼児施設整備担当課長）

今、ご指摘のとおりでして、０歳児と１歳児については、４月時点の空き状況となりますと、１００名以上の差がございます。これは、もちろん先生はご存知と思いますが、０歳児については、４月１日時点で０歳児ということになりますので、これ、生まれて１か月、２か月、３か月、まだかなり小さいお子さんなどもいらっしゃって、年度途中にかけて、ほぼ空き状況がゼロになる傾向にございます。

それまでの間というお話だと思いますし、もちろん、それまでの間に辞退者がいて、それについては我々も問題意識を持っておりまして、申込みのときに、我々としては、なるべく多く選択肢を書いていただきたいのですけど、実際に通わない園を書いていただくと、やはり辞退につながりますので、このあたり、案内の部分ですとか、窓口での案内でも、なるべくミスマッチが起きないようにということで調整しているところでございます。

それと、我々としてはなかなか、宣伝のようになってしまうのですけど、「誰でも通園制度」でございまして、こちら０歳児の空きの間に、ぜひご活用いただきたいと考えてございまして、国としてもそのような方向性というのも出しております。ここは本当になかな

か難しいところではあると思ってはいるのですけども、我々としても、なるべく辞退者が少ないように、ミスマッチが少ないように今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、もう１点の「誰でも通園制度」のほうも、ぜひご検討いただければと思っております。

以上でございます。

穂刈委員

ありがとうございます。

和泉会長

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題・報告は以上で終了としたいと思います。

次に、「その他」になりますけれども、何かございますでしょうか。

関委員

この場で言うことがふさわしいのかどうか分からないのですが、やはり「子ども・子育て会議」ですので、私たち幼稚園というものが、今本当に大変な状況に陥っておりまして、この６年で６園が閉園するということになって、来年も１園、再来年１園、それから、今年入った子でおしまいにしたいと、この間、私に連絡があった園が１園ということは、再来年、３年後ですね。本当に、１００年やってきた幼稚園が閉じるわけです。

やはりそこには家賃の、宿舎借り上げが幼稚園にはないということが一つにあります。要するに、自分のしたい保育よりも、金銭的なことでということが、どうしてもこの大変な時代には起こってくるのも、あるのは当然分かりますけれども、幼児教育という、幼稚園教育というのをこのままにしておいていいのかということを、この子育て会議でもお考えいただきたいなとちょっと思いました。

それと同時に、実は皆さんで、この間、園長会があって話したのですけれども、保育園さんに行っていて、０なのか１なのかは分かりませんが、３歳から幼稚園にという方が結構多いのです、今。そういう方が多いというところは、幼稚園に入りたい、幼稚園に入ってもちゃんと６時頃までは見てもらえる、長いところは６時半までやっていらっしゃいますけれども。という、小学校入学前の子どもたちへの家庭の育て方に関しても、少々変わってきてはいると思いますのに、園のキャパがなくなっていては、これからどうするのだろうということを、私はちょっと憂いております。

幼稚園の代表者にもなっておりますものですから、これは行政のほうとしてもお考えいただくことが大事ではないかなと思いまして、言うべきところはどこなのかと思いますけ

ども、身近なこちらの会議で発言をさせていただきました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

和泉会長

そのほかございますでしょうか。

事務局（子ども政策調整係）

《事務局から情報提供》

和泉会長

ありがとうございました。

それでは、これにて本日の会議の終了させていただきたいと思います。皆様、本日はありがとうございました。

午後７時５４分終了